

# 伊東市行財政改革大綱

(平成17年度～平成21年度)

平成18年3月改訂

(平成17年3月策定)

伊 東 市

## 目 次

策定の趣旨	1
第1 行財政改革推進の基本方針	2
第2 行財政改革推進体制	3
第3 行財政改革推進の具体的方策	4
1 事務事業の見直し	4
2 組織・機構の見直し	6
3 定員管理・給与の適正化	7
4 職員の能力開発の推進・人材の育成	8
5 高度情報化の推進	9
6 財政の健全化	10
7 市民参画のまちづくり	12
8 その他	13
第4 行財政改革実施計画	14
1 事務事業の見直し	14
2 組織・機構の見直し	19
3 定員管理・給与の適正化	20
4 職員の能力開発の推進・人材の育成	22
5 高度情報化の推進	24
6 財政の健全化	27
7 市民参画のまちづくり	32
8 その他	34
参考資料	37

## 策定の趣旨

本市においては、行財政改革を最重要施策の一つとして捉え、昭和60年12月に「伊東市行財政改革大綱」を策定して以来、継続的かつ積極的に行財政改革の推進に努めてきたところである。

ここで取りまとめられた行財政改革大綱は、平成14年3月に策定した大綱を受け継ぎ、市民代表からなる「伊東市行政改革懇談会」の提言を尊重しつつ、職員総参加による検討を加え、策定したものである。

本市を取り巻く厳しい社会経済状況の中、地方分権の進展や少子高齢化を始めとして、多様化、高度化する行政ニーズへの対応、さらには、国と地方財政の三位一体の改革への対応等、行政の果たすべき役割はより重要なものとなっている。

また、景気動向も先行きが不透明であり、観光を基幹産業とする本市の経済は引き続き低迷した状況となっている。加えて、長引く経済不況を背景とした市税等の収納率の低下が本市の財政状況を一層深刻なものとしている。

このような状況の中、多岐にわたる行政ニーズに即応しつつ、市民福祉の向上と市勢の更なる発展を目指し、第三次伊東市総合計画に定める将来像「住みたい 訪れたい 自然豊かな やすらぎのまち 伊東」の実現に向け、市民と協働のまちづくりを基本とした行政運営が求められている。

さらに、これらの進展のため、市民の積極的な行政への参画や市議会との連携を図るとともに、各種事業の目標設定や評価による見直しを行い、簡素にして効率的な行政運営を推進しなければならない。

この大綱は、平成17年3月に策定した行財政改革大綱（実施期間：平成17年～平成19年度）の実施計画及び実施期間を見直し、逼迫した本市の財政状況を踏まえ、平成17年度から平成21年度までの5か年の取組を示したものである。

## 第 1 行財政改革推進の基本方針

逼迫した国の財政状況を背景として、権限移譲の進展や市町村合併などにより地方自治体のあり方や枠組みが大きく変わってきており、国と地方財政の三位一体の改革と相まって、市町村には、体力の強化や質の向上がなお一層求められている。

このような中、本市の財政状況も危機的な状況となっており、多岐、多様な行政需要に対し、最少の経費で最大の効果を上げることのできる簡素で効率的な行政運営を推進していくことが行政に課せられた責務となっている。

今回の行財政改革の実施に当たっても、常に市民の視点に立つことを基本として、各種事業の点検、評価を行い、効果的、効率的な行政運営を推進するとともに、活力と魅力あふれる地域社会の構築と市民福祉の向上を図り、第三次伊東市総合計画に定める本市の将来像「住みたい 訪れたい 自然豊かな やすらぎのまち 伊東」の実現を目指すものである。

そのためには、

- 1 事務事業の見直し
- 2 組織・機構の見直し
- 3 定員管理・給与の適正化
- 4 職員の能力開発の推進・人材の育成
- 5 高度情報化の推進
- 6 財政の健全化
- 7 市民参画のまちづくり
- 8 その他

以上の項目を重点事項として掲げ、行財政改革を推進するものとする。

なお、行財政改革の実施に当たっては、市民の参画を始め、議会の理解と協力の下、積極的にその推進を図るものとする。

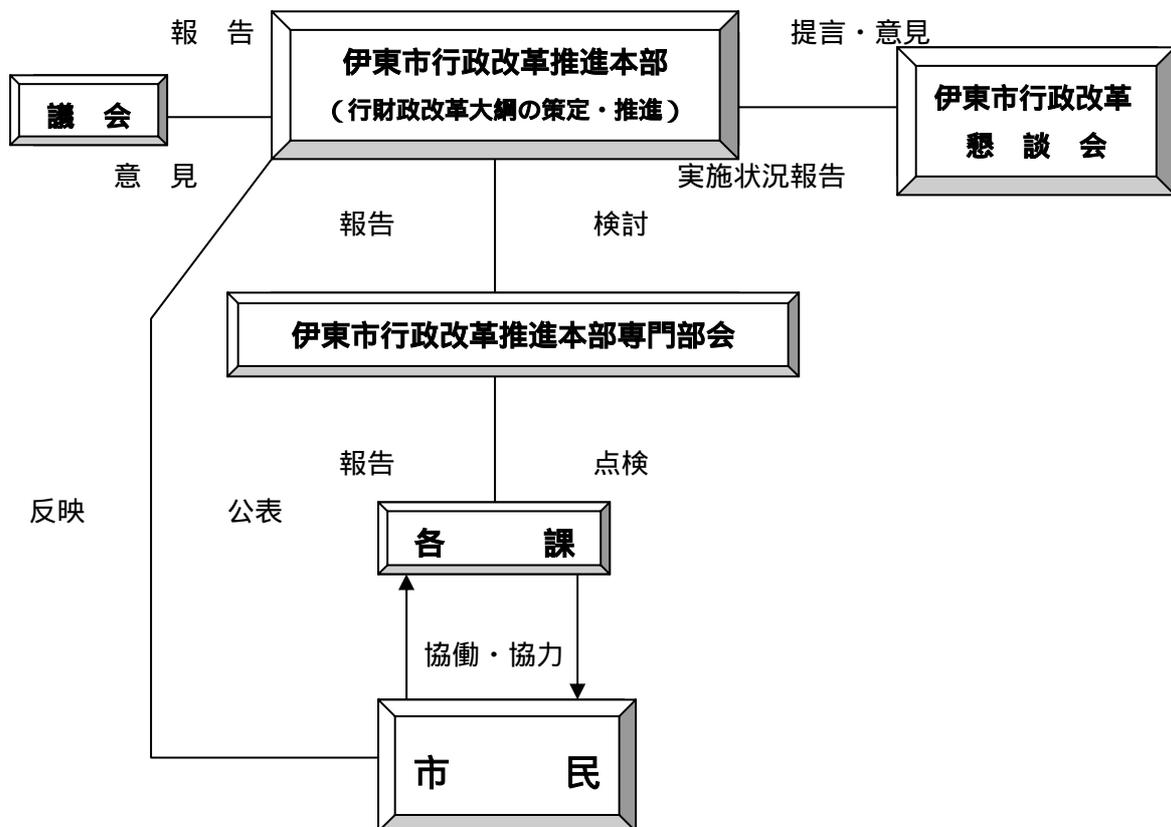
## 第 2 行財政改革推進体制

行財政改革は、本市における最重要施策の一つとして位置付けられており、市民の参画や議会の協力の下、職員一人一人が主体となり、積極的にその推進を図らなければならないものである。

本市においては、「伊東市行政改革推進本部」(本部長 市長)を核とした推進体制をより強固なものとし、継続的かつ円滑な行財政改革の推進を図るものとする。

また、行政の説明責任を果たすため、行財政改革の進ちょく状況を定期的に公表するとともに、公表結果に対する市民の声を、行政運営に的確に反映させていくものとする。

### 【行財政改革の推進体制】



## 第 3 行財政改革推進の具体的方策

本市が取り組むべき改革事項は、「基本方針」を念頭に、各項目ごとに改革の方向性を定め、その着実な実現に向け、継続的に鋭意努力するものとする。

本大綱の実施期間は、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 か年とする。

### 1 事務事業の見直し

(基本的事項)

未だ先行きの見えない社会経済状況を背景に、税収の落ち込みや権限移譲の進展、国と地方財政の三位一体の改革などの影響により、本市の財政状況は更に逼迫したものとなっている。

このような状況の中、限られた財源により、最少の経費で最大の効果を上げることのできる事務事業の実施を図ることは、行政に課せられた責務であり、常に事業の見直しを行いながら、効果的、効率的な行政運営を推進しなければならない。

そのため、「行政評価システム」の的確な運用を図り、事業の必要性や課題、費用対効果などを検証し、徹底してムダを排除していくものとする。

また、行政サービスに低下を来さないことを前提とし、各種業務の内容を見直す中で計画的な民間委託化への可能性を探り、その実現を図るものとする。

(取組項目)

- 1 行政評価の推進
  - ・ 行政評価制度の運用
- 2 新たな行政手法の検討
  - ・ ※PFI 制度の調査・研究
- 3 権限移譲への的確な対応

#### 4 民間委託の推進

- (1) 清掃業務の民間委託
- (2) 中学校給食の民間委託
- (3) 小学校給食の民間委託
- (4) 保育園の民間委託
- (5) 心身障害児通園施設さくら保育園の民間委託
- (6) 児童館の民間委託
- (7) 下水道施設運転管理の民間委託
- (8) 公用車運転業務の民間委託
- (9) 緑地広場維持管理の民間委託
- (10) 介護老人保健施設の指定管理者制度導入
- (11) 公の施設の指定管理者制度導入

#### 5 委託方法の見直し

#### 6 補助事業（補助金）の見直し

#### 7 広域行政の推進

- (1) 広域行政への取組強化
- (2) 市町村合併に対する調査・検討
- (3) 消防業務の広域化の推進

#### 8 既存施設の有効活用

#### 9 競輪事業の活性化

※ **PFI**～プライベート・ファイナンス・イニシアティブ (Private Finance Initiative) といい、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法

## 2 組織・機構の見直し

### (基本的事項)

厳しい財政状況の下、権限移譲の進展や多様化、高度化した行政ニーズに的確に対応することのできる簡素で合理的、かつ、市民にわかりやすい組織・機構づくりを推進していく必要がある。

そのため、常に業務等の点検を行い、市民の視点に立った組織・機構のあり方について検討を進め、見直しに努めていくものとする。

### (取組項目)

- 1 簡素で効率的な組織・機構づくり
  - ・ 簡素で効率的な組織・機構の見直し
- 2 庁内プロジェクトチームの設置・活用
- 3 全庁的な応援体制の強化

### 3 定員管理・給与の適正化

#### (基本的事項)

定員管理は人員の見直しと大きなかかわりを持つものであり、行財政改革を推進していく上での重要事項である。

本市は、観光都市としての特殊性があり、市民のみならず観光客に対する行政サービスが求められている。そのため、観光入込客に対応した人員配置が必要となっているが、行政サービスの低下を来さないことを前提として、業務量に応じた人員配置や民間委託の推進、組織・機構の見直しを図る中、的確な定員管理を行うものとする。

また、職員給与が市の財政に占める割合も大きい現状があることから、引き続き従来の給与体系や制度を見直し、定員管理と歩調を合わせた給与の適正化を図っていくものとする。

#### (取組項目)

##### 1 定員管理の適正化

- (1) 定員管理適正化計画の推進（大綱実施期間内において52人の減員を目指す。）
- (2) 業務量に応じた管理定数の決定

##### 2 給与等の適正化

- (1) 給与体系の検討
- (2) 退職手当の見直し
- (3) 臨時職員賃金体系の見直し

##### 3 能力主義、成果主義による人事制度の研究・検討

- (1) 明確な昇給・昇格制度の調査・研究
- (2) 任用制度の改善

## 4 職員の能力開発の推進・人材の育成

(基本的事項)

効率的な行政運営を推進するためには、職員が自らの業務に精通していることはもちろんのこと、一人一人が資質の向上に努め、企画立案能力や政策形成能力を向上させていかなければならない。

そのためには、職員の能力開発や資質の向上を目的とした各種研修を実施するとともに、時代の変化に的確に対応できる幅広い人材の育成に努めるものとする。

また、職員の意欲向上を図るための制度の検討を行い、人材の有効活用を図りつつ、業務を遂行するものとする。

さらに、「市民のため職員はどうあるべきか」という意識を喚起させるため、職員が市民活動等に参加しやすい環境づくりを推進するものとする。

(取組項目)

### 1 能力開発の推進

- (1) 研修制度の推進
- (2) 通信教育の実施
- (3) 新規採用職員研修の検討
- (4) 資格取得に対する評価の検討
- (5) 任用替え（職種変更）制度の検討

### 2 人材の育成

- (1) 民間との人事交流の推進
- (2) 民間人の登用の検討
- (3) 地域活動への参加の推進

### 3 人事異動制度の見直し

- (1) 職員意向調査の実施
- (2) 新たな人事異動制度の導入検討

## 5 高度情報化の推進

(基本的事項)

高度情報化社会に対応するため、行政の情報化の推進は積極的に取り組まなければならないものである。

そのため、平成17年度から平成19年度までの情報化の基本的方針を示した「第4次伊東市総合行政情報化推進計画」に基づき、継続して事務処理体制の強化や情報のネットワーク化を推進し、効率的な行政運営と市民サービスの向上を図る中、「情報でつながる開かれた行政の実現」を目指すものとする。

また、インターネットについては、行政の情報提供システムとして、また、市民との双方向による情報交換システムとして、その活用を推進するものとする。

なお、情報の厳重な管理が必要となるため、セキュリティについては万全を期するものとする。

(取組項目)

### 1 行政の情報化の推進

- (1) パソコン研修の充実
- (2) パソコン使用ソフトの充実
- (3) 会議室・公用車予約のシステム化
- (4) 市議会会議録検索システムの充実
- (5) 地図情報システムの充実

### 2 情報化に対応した総合行政ネットワークの推進

- (1) インターネットの活用
- (2) 行政手続のオンライン化の推進
- (3) 個人データ管理の徹底
- (4) パソコンの効率的な配置体制の確立

## 6 財政の健全化

### (基本的事項)

地方を取り巻く厳しい社会経済状況や、国・県による権限移譲の進展、国と地方財政の三位一体の改革などにより、本市の財政状況は逼迫したものとなっている。

このような財政状況の中、事業の立案、実施に際しては、「行政評価制度」を有効に運用し、事業の重要性、必要性、緊急性、費用対効果等を十分検証していくものとする。

また、経常経費や借入金については、継続して見直しや点検を行い、財政の硬直化を来さない行政運営に努めるものとする。

さらに、市税等の収納率の低下が本市の財政状況を一層深刻なものとしていることから、収納率の向上と滞納対策は全庁を挙げての取組として推進していくものとする。

### (取組項目)

#### 1 健全な財政運営の推進

- (1) 歳入の確保と歳出の抑制
- (2) 経常経費の節減
- (3) 借入金の健全化
- (4) 人件費の抑制
- (5) 遊休地の活用

#### 2 新たな財源涵養策の検討

- (1) 新たな税の検討
- (2) 標準税率に係る税率の検討
- (3) 生産納税人口の定住化の促進

#### 3 国・県等の補助制度の有効活用

#### 4 滞納対策の強化

- (1) 税の滞納者に対する取組の強化
- (2) 伊東市税等徴収対策本部会議による取組の強化
- (3) 市営住宅使用料滞納者に対する取組の強化

- (4) 保育料滞納者に対する取組の強化
- (5) 夜間、休日の納税相談の実施
- (6) 徴収嘱託員による徴収の強化
- (7) 第三者機関への収納業務委託の検討

5 税等の納付方法の検討

- ・ 納税しやすい収納方法の検討

6 使用料・手数料の見直し

- ・ 施設使用料の見直し

7 日常業務における経費の節減

- ・ 節約意識の徹底による経費節減

8 財政状況の公表

- ・ 財政状況のわかりやすい情報提供

## 7 市民参画のまちづくり

### (基本的事項)

地方分権が進展する中、市町村は、体力の強化や資質の向上とともに、固有のまちづくりが求められている。

現在、地域団体や NPO 団体を始めとした市民活動が活性化しており、固有のまちづくりを実現するためには、市民と行政の協働のまちづくりを推進することは必要不可欠である。

そのため、行政情報の的確な提供を行うとともに市民に対して活動の場や交流の場を提供していくものとする。

さらに、市民の声を行政運営に反映させるため、引き続き市民が行政に参画しやすい体制を整えていくものとする。

なお、平成16年度に公設民営で設置した「いとう市民活動支援センター」については、市民団体との協働を深め、市民の活動・交流拠点としての位置づけを高めていくものとする。

### (取組項目)

#### 1 市民参画のしやすい体制づくり

- (1) まちづくり情報の提供
- (2) 市民意識の醸成
- (3) まちづくり支援組織の育成・活用
- (4) 女性参画の推進

#### 2 市民の声の反映

- (1) 市民の声の反映
- (2) パブリックコメントや公募制度の推進

#### 3 まちづくりボランティアの育成

#### 4 情報の公開の推進

- (1) 情報公開制度の適切な運用
- (2) 各種審議会の原則公開

## 8 その他

### (基本的事項)

行財政改革は、前記7項目の外にも検討すべき事項は数多くあると考えられる。

市内経済の活性化や本市の標榜する「健康保養地づくり」の実現を目指す施策の展開、また、少子高齢化社会への対応、更に循環型社会構築へ向けての取組等については、なお一層の努力を払うものとする。

### (取組項目)

#### 1 観光事業の活性化

- (1) 観光イベント事業等の見直し
- (2) 誘客対策事業の充実
- (3) 花咲くまちづくりの推進
- (4) 市民主導のイベントの実施

#### 2 健康保養地づくりの推進

#### 3 介護予防の推進

#### 4 中心市街地の活性化

- (1) 中心市街地へ定住施策の検討
- (2) 宿泊客がまちに出たくなる魅力づくりの検討

#### 5 だれにでもやさしいまちづくりの推進

#### 6 災害に強いまちづくりの推進

- ・ 防災体制の充実

#### 7 環境保全への取組の推進

#### 8 振興公社のあり方の検討

#### 9 公共施設の受動喫煙防止対策の推進



(4) 民間委託の推進

1	取組事項	清掃業務の民間委託			目 標	平成20年度実施予定					
	内容	清掃業務(ごみ収集等)の民間委託については、市民サービス、職員の身分上の問題などの多方面の検討を行い、推進する。									
	実施年度	17	18	19	20	21					
2	取組事項	中学校給食の民間委託			目 標	平成22年度実施予定					
	内容	伊東市教育問題懇話会から答申された「伊東市立中学校給食のあり方について」を踏まえ、伊東市立中学校給食プロジェクト委員会を設置し、推進する。									
	実施年度	17	18	19	20	21					
3	取組事項	小学校給食の民間委託			目 標	平成19年度実施予定					
	内容	小学校給食の民間委託については、職員(調理員)の動向を踏まえた中で、総合的に検討を行い、小規模校等から随時委託を推進する。									
	実施年度	17	18	19	20	21					
4	取組事項	保育園の民間委託			目 標	富戸保育園 平成20年度実施予定 湯川保育園 平成21年度実施予定 富士見保育園 平成22年度実施予定					
	内容	市立保育園(6園)のうち老朽化した保育園を除き、建築年度の新しい3園(富士見保育園、湯川保育園、富戸保育園)について民間委託を検討し、推進する。									
	実施年度	17	18	19	20	21					
5	取組事項	心身障害児通園施設さくら保育園の民間委託			目 標	平成21年度実施予定					
	内容	障害児へのデイサービス事業を行っているが、障害の多様化により専門的知識及び作業療法士等による療育が必要となっているため、専門職員を有する法人等への民間委託を検討し、推進する。									
	実施年度	17	18	19	20	21					
6	取組事項	児童館の民間委託			目 標	平成18年度実施					
	内容	伊東市中央児童館及び伊東市玖須美児童館について、指定管理者制度の導入を視野に入れる中で、民間委託を推進する。なお、中央児童館は、障害者福祉センター併設のため関係課と連携を図りつつ推進する。									
	実施年度	17	18	19	20	21					

7	取組事項	下水道施設運転管理の民間委託				目 標	平成17年度実施			
	内容	下水道施設（処理場4か所、中継ポンプ所3か所）について包括的民間委託を推進する。								
	実施年度	17	18	19	20	21				
		実施準備				実 施				
8	取組事項	公用車運転業務の民間委託				目 標	期間内の委託を目指す。			
	内容	業務内容や経費面等を考慮しながら、再任用、臨時職員の採用等の方法を含め検討し、推進する。								
	実施年度	17	18	19	20	21				
		検 討						実施に向けて調整		
9	取組事項	緑地広場維持管理の民間委託				目 標	期間内の委託を目指す。			
	内容	開発行為等により帰属された緑地広場14か所について、地域に密着する緑地広場であることから、地域住民に維持管理の委託をを推進する。								
	実施年度	17	18	19	20	21				
				調 整・実 施						
10	取組事項	介護老人保健施設の指定管理者制度導入				目 標	平成18年度実施			
	内容	高齢者等の自立支援と家庭復帰を目指す介護老人保健施設を平成16年度、17年度で建設し、管理運営を指定管理者に行わせる。								
	実施年度	17	18	19	20	21				
		施設整備								
		指定管理者選定								
		準備期間		実 施						
11	取組事項	公の施設の指定管理者制度導入				目 標				
	内容	公の施設の管理運営について、地方自治法の改正により、平成15年9月から施行された指定管理者制度の円滑な導入に努める								
	実施年度	17	18	19	20	21				
				継 続 実 施						
		導入	導入		導入		導入			

## (5) 委託方法の見直し

1	取組事項	複数年契約の検討				目 標	平成19年度実施予定			
	内容	設備投資を必要とする事業は、内容により複数年契約で行うことを検討する。								
	実施年度	17	18	19	20	21				
				委託方法の改善						
			条例改正			一 部 実 施				

2	取組事項	受託者選定基準の見直し				目 標				
	内容	業務の実績をはじめ、専門性や品質を考慮するなど個々の状況に応じた受託者選定の基準について見直しを行う。								
	実施年度	17	18	19	20	21				
				検 討 ・ 実 施						

## (6) 補助事業（補助金）の見直し

1	取組事項	補助事業（補助金）の見直し				目 標	毎年度見直しを実施する。			
	内容	新規事業をはじめ、補助金についても、補助団体の経理内容や事業内容を正確に把握し、補助率やその効果を常に点検、検討し、更なる見直しを図る。								
	実施年度	17	18	19	20	21				
				継 続 実 施						
		ヒアリング	見直し	ヒアリング	見直し	ヒアリング	見直し	ヒアリング	見直し	ヒアリング

## (7) 広域行政の推進

1	取組事項	広域行政への取組強化				目 標				
	内容	駿豆地区広域市町村圏協議会をはじめ富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議や熱海伊東地区開発推進協議会の活動を推進し、広域行政の取組強化を図り、地域の発展や行政の効率化につなげる。								
	実施年度	17	18	19	20	21				
				取組強化・推進						

2	取組事項	市町村合併に対する調査・検討				目 標				
	内容	近隣市町との広域行政の強化を図りつつ、市町村合併に対する調査、研究を進める								
	実施年度	17	18	19	20	21				
				調 査 ・ 検 討						

3	取組事項	消防業務の広域化の推進				目 標	平成18年度整備計画策定			
	内容	高度で複雑な災害対応や救急サービス等に対応するとともに、大規模災害等において近隣市町に対し、迅速かつ集中的な広域応援の要請及び整備費用の節減を図るため、消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用を推進する。								
	実施年度	17	18	19	20	21				
		調査検討		計画検討	策定			広域化検討		

## (8) 既存施設の有効活用

1	取組事項	観光施設等の有効利用の検討			目 標					
	内 容	都市公園、城ヶ崎海岸、さくらの里などの観光施設や観光会館、ふれあいセンター、生涯学習センターなどの利用方法について市民や観光客に利用しやすいよう、転用も含め調査・検討を行う。								
	実施年度	17	18	19	20	21				
			調 査 ・ 検 討							→

## (9) 競輪事業の活性化

1	取組事項	競輪事業の存続の検討			目 標					
	内 容	競輪事業が市内経済に与える影響は大きいことを考慮し、競輪事業の存続に向け、中央団体への働きかけや経営の健全化に努める。								
	実施年度	17	18	19	20	21				
				継 続 実 施						→
2	取組事項	開催経費の削減			目 標					
	内 容	厳しい経営状況が続くことから、各種開催経費の更なる節減に努め、経営の合理化を図る。								
	実施年度	17	18	19	20	21				
				継 続 実 施						→
3	取組事項	売上増加の推進			目 標					
	内 容	車券売上額の低迷が続く中、売上の増加を図るため、特別競輪等の開催や電話投票会員に対するサービスの充実やインターネットを活用した販売促進の早期実現に向け中央団体へ働きかけを行う。								
	実施年度	17	18	19	20	21				
		実 施	実 施	実 施	実 施	実 施				→
4	取組事項	広い年齢層のファンの獲得			目 標					
	内 容	ナイトー競輪の実施をはじめとし、家族連れや若者のグループでも楽しむことのできる雰囲気づくりやイベントを行い、広い年齢層のファンの獲得を行う。								
	実施年度	17	18	19	20	21				
				継 続 実 施						→
5	取組事項	市民へのPRの推進			目 標					
	内 容	安定した経営基盤の確立に努めるとともに、市民から理解される競輪事業の推進を図るため、広報いとうやCATVなどを活用し、市民にもPRを行う。								
	実施年度	17	18	19	20	21				
		実 施	実 施	実 施	実 施	実 施				→
6	取組事項	競輪場の活用			目 標					
	内 容	オリンピックの強化合宿や大学の自転車クラブの合宿等に対する施設の開放や市内におけるイベントの開催時に駐車場などの開放を図る。								
	実施年度	17	18	19	20	21				
				継 続 実 施						→





(3) 能力主義、成果主義による人事制度の研究・検討

1	取組事項	明確な昇給・昇格制度の調査・研究			目 標	平成19年度方針決定予定					
	内容	国や他市の実施状況等を参考にし、職員の昇給、昇格に当たり成果、能力に応じた客観的な評価に基づく制度の調査、研究を行う。									
	実施年度	17	18	19		20	21				
				調 査・研 究					→		
									方針決定		
2	取組事項	任用制度の改善			目 標	平成19年度方針決定予定					
	内容	能力や業績に応じた任用制度の改善について、国が見直しを行っている「公務員制度改革大綱」を基礎に調査・研究を行う。									
	実施年度	17	18	19		20	21				
				調 査・研 究					→		
									方針決定		

#### 4 職員の能力開発の推進・人材の育成

職員の能力を高めるため研修の充実を図るとともに、民間との人事交流の可能性を検討し、人材の育成を行う。

##### (1) 能力開発の推進

1	取組事項	研修制度の充実			目 標						
	内 容	職員一人一人の能力向上を図るため、職員研修計画に沿い、自主研修・集合研修・派遣研修を全職員を対象に行う。									
	実施年度	17	18	19	20	21					
				継 続 実 施							▶
2	取組事項	通信教育の実施			目 標	平成17年度実施					
	内 容	通信教育を活用し、職員の能力の向上を図る。特に、課長、係長昇任者に対し、通信教育を義務付け、管理能力の向上を図る。									
	実施年度	17	18	19	20	21					
	検 討	▶		実 施							▶
3	取組事項	新規採用職員研修の検討			目 標	平成19年度実施予定					
	内 容	新規採用職員に対し、幅広い業務の体験ができる研修などについて検討を行う。									
	実施年度	17	18	19	20	21					
		検 討		▶		実 施					▶
4	取組事項	資格取得に対する評価の検討			目 標	平成19年度方針決定予定					
	内 容	職員の意欲向上を図るため、資格取得等に対する特別昇給について調査・研究を行う。									
	実施年度	17	18	19	20	21					
				調 査 ・ 研 究							▶
					方 針 決 定						▶
5	取組事項	任用替え（職種変更）制度の検討			目 標						
	内 容	限られた職員数の中、職員の資質や能力を活用するため、勤務実績等を考慮した任用替え（職種変更）について検討を行う。									
	実施年度	17	18	19	20	21					
				検 討							▶

(2) 人材の育成

1	取組事項	民間との人事交流の推進			目 標					
	内容	民間の経営感覚など、幅広い意識を習得させ、行政の透明性を高めるため、他市町村の実施状況を調査する中で、民間との人事交流を検討する。								
	実施年度	17	18	19	20	21	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>調査・研究 →</span> <span>検討・実施 →</span> </div>			
2	取組事項	民間人の登用の検討			目 標					
	内容	民間の経営ノウハウの導入や職場の活性化を図る方策として民間人の登用について、調査・検討を行う。								
	実施年度	17	18	19	20	21	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>調査・研究 →</span> <span>検討 →</span> </div>			
3	取組事項	地域活動への参加			目 標	平成19年度方針決定予定				
	内容	職員が個人の身分でボランティア活動に参加することに対し、参加しやすい職場環境の整備を図る。								
	実施年度	17	18	19	20	21	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>調査・研究 →</span> <span>方針決定 →</span> </div>			

(3) 人事異動制度の見直し

1	取組事項	職員意識調査の実施			目 標	平成18年度方針決定予定				
	内容	職員の意欲向上を図るため、意向調査等を実施する方向で検討し、職員の意向を把握する中で、適材適所の人事配置を行う。								
	実施年度	17	18	19	20	21	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>意向調査実施</span> <span>方針決定</span> <span>継続実施 →</span> </div>			
2	取組事項	新たな人事異動制度の導入検討			目 標	平成18年度方針決定予定				
	内容	民間企業における「社内公募制度」による人事異動制度の導入について調査・研究を行う。								
	実施年度	17	18	19	20	21	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>調査・研究 →</span> <span>方針決定 →</span> </div>			

## 5 高度情報化の推進

行政事務の情報化を推進し、事務事業の効率化と市民サービスの向上を図る。

### (1) 行政の情報化の推進

1	取組事項	パソコン研修の充実			目 標					
	内 容	全職員がOA機器の操作に精通できるとともに、情報セキュリティー関連の知識や情報の取扱いについて研修の充実を図る。								
	実施年度	17	18	19	20	21	継 続 実 施 →			
2	取組事項	パソコン使用ソフトの統一			目 標					
	内 容	パソコンの使用ソフトの統一を推進し、業務の効率化を図る。								
	実施年度	17	18	19	20	21	継 続 実 施 →			
3	取組事項	庁舎内の住民票等自動交付機導入の検討			目 標					
	内 容	住民基本台帳ネットワークシステムの住民基本台帳カードに対応できる自動交付機の導入について費用対効果を含め検討する。								
	実施年度	17	18	19	20	21	調 査 ・ 検 討 →			
4	取組事項	市民が集まる施設での証明書等の交付			目 標					
	内 容	住民基本台帳ネットワークシステムの住民基本台帳カードに市独自の行政サービスを組み入れる可能性について検討する。								
	実施年度	17	18	19	20	21	調 査 ・ 検 討 →			
5	取組事項	会議室・公用車予約のシステム化			目 標	平成19年度実施予定				
	内 容	会議室・公用車の使用に際し、使用状況等が各課等から把握、予約ができるシステムの導入を検討する。								
	実施年度	17	18	19	20	21	調 査 ・ 検 討 → 実 施 →			
6	取組事項	市議会会議録検索システムの充実			目 標					
	内 容	会議録検索システムについては、平成15年1月に導入し、稼動中である。今後、市民の声を反映できるシステムを視野に入れながら充実を図る。								
	実施年度	17	18	19	20	21	継 続 実 施 →			

7	取組事項	市議会本会議のインターネット中継	目 標	平成20年度実施予定				
	内容	より開かれた議会を目指すため、本会議のインターネット中継の検討を行う。						
	実施年度	17	18	19	20	21		
			調 査・検 討					
				計画決定		実 施		▶
8	取組事項	地図情報システムの充実	目 標					
	内容	地図情報システムについては、平成12年12月に導入し、稼動中である。さらに、効果的な運用ができるよう、システムの充実を図る。						
	実施年度	17	18	19	20	21		
				継 続 実 施				▶
9	取組事項	給与支払報告書、確定申告書及び市民税申告書のOCR化	目 標					
	内容	給与支払報告書、確定申告書及び市民税申告書のOCR化について、他市町の動向を調査し、導入について検討を行う。						
	実施年度	17	18	19	20	21		
				調 査・検 討				▶
10	取組事項	OA機器等のリース契約の検討	目 標					
	内容	財政面及び費用対効果を勘案しながら、リース契約の期間等について検討を行う。						
	実施年度	17	18	19	20	21		
				調 査・検 討				▶





(2) 新たな財源の涵養策の検討

1	取組事項	新たな税の検討			目 標	
	内容	新たな税について、庁内組織である市税等徴収対策本部会議において、調査、研究を行う。				
	実施年度	17	18	19	20	21
				調 査・検 討		
2	取組事項	標準税率に係る税率の検討			目 標	
	内容	標準税率に係る税率の検討について、庁内組織である市税等徴収対策本部会議において、調査、研究を行う。				
	実施年度	17	18	19	20	21
				調 査・検 討		
3	取組事項	生産納税人口の定住化の推進			目 標	
	内容	納税義務者の増加を推進するため、納税の中心である生産年齢人口の安定定住を視野に入れた子育て支援策の充実を図る。				
	実施年度	17	18	19	20	21
				検 討・実 施		

(3) 国・県等の補助制度の有効活用

1	取組事項	国・県等の補助制度の有効活用			目 標	
	内容	事業に対する各種補助制度の認識を深め、制度を有効に活用し、財源の積極的な確保に努める。				
	実施年度	17	18	19	20	21
				継 続 実 施		

(4) 滞納対策等の強化・推進

1	取組事項	税の滞納者に対する取組の強化			目 標	
	内容	悪質な滞納者に対し、差押などの処分の強化を行い、収納率の向上を図る。 ・差押 ・入札参加資格、利子補給制度の制限 ・国民健康保険短期保険証、資格証明書の交付				
	実施年度	17	18	19	20	21
				継 続 実 施		

市税現年収納率  
 平成17年度 95.0%  
 平成18年度 95.5%  
 平成19年度 96.0%

2	取組事項	伊東市税等徴収対策本部会議による取組の強化		目 標					
	内容	全庁職員で実施している特別滞納整理をさらに効果的に行うため、伊東市税等徴収対策本部会議により、市税、国保税、介護保険料市営住宅使用料、下水道使用料等の徴収の強化を図る。							
	実施年度	17	18	19	20	21			
				継 続 実 施					→
3	取組事項	市営住宅使用料滞納者に対する取組の強化		目 標	現年収納率99%以上の維持及び滞納額の減少				
	内容	市営住宅使用料滞納者に対して、毎月の電話による督促及び夜間滞納整理を実施するとともに、悪質な滞納者には、住宅明渡し訴訟を行うなど、取組の強化を行う。							
	実施年度	17	18	19	20	21			
				継 続 実 施					→
4	取組事項	保育料滞納者に対する取組の強化		目 標					
	内容	保育料滞納者に対して、文書催告や訪問収納等を行っている。また、新たな滞納者を出さないよう在園者に納付指導の強化を行う。							
	実施年度	17	18	19	20	21			
				継 続 実 施					→
5	取組事項	夜間、休日の納税相談の実施		目 標					
	内容	滞納者に対し、夜間、休日等の納税相談を実施し、分納などによる納付指導の強化を図る。							
	実施年度	17	18	19	20	21			
				継 続 実 施					→
6	取組事項	徴収嘱託員による徴収の強化		目 標					
	内容	臨戸徴収による徴収の強化を図るため、徴収嘱託員の活用を推進する。							
	実施年度	17	18	19	20	21			
				継 続 実 施					→
7	取組事項	第三者機関への徴収業務委託		目 標	平成20年度開始を目指す。				
	内容	本市だけの実施は難しいことから、県を中心に近隣市町と協議を進める中で、調査、研究を行う。							
	実施年度	17	18	19	20	21			
		協 議		設 立 準 備		地 方 税 機 構 設 置 広 域 計 画 作 成	実 施		→

(5) 税等の納付方法の検討

1	取組事項	納税しやすい収納方法の検討			目 標					
	内容	納税者が郵便局、銀行、コンビニエンスストアのどこでも納付できる方法等の調査、研究を行う。								
	実施年度	17	18	19	20	21				
				調 査・研 究						▶
2	取組事項	コンビニエンスストア納付の実施			目 標	平成18年度実施				
	内容	全国のコンビニエンスストア(日本フランチャイズチェーン協会加盟店)で、夜間、休日でも納税できるようにし、納税者の利便性を図る。								
	実施年度	17	18	19	20	21				
		準 備	契 約 締 結	業 務 開 始						▶
3	取組事項	納期の検討			目 標					
	内容	納期については、納期カレンダーや広報いとうなどにより周知を図っているが、納税者の職業などの事情を考慮した納期の設定などについて調査、研究を行う。								
	実施年度	17	18	19	20	21				
				調 査・研 究						▶

(6) 使用料・手数料の見直し

1	取組事項	施設の使用料の見直し			目 標					
	内容	市のスポーツ施設、文化施設等について、減免措置の見直しや使用料の根本的な見直しを行う。								
	実施年度	17	18	19	20	21				
		検 討					実 施			▶
		条例見直し	条例見直し							
2	取組事項	道路占用料の見直し			目 標					
	内容	道路占用料については、平成10年度に改定したが、引き上げ幅が大きいことから、調整占用料額(前年度の占用料の1.1倍)を導入し、段階的に引き上げる。								
	実施年度	17	18	19	20	21				
				継 続 実 施						▶
3	取組事項	市税等督促手数料の見直し			目 標					
	内容	市税等の督促手数料について、郵便料金の改正に合わせ、廃止も視野に入れた検討を行う。								
	実施年度	17	18	19	20	21				
				検 討						▶



## 7 市民参画のまちづくり

地方分権の進展とともに自治体の自主性と自立性が求められる中、市民と行政の協働のまちづくりを進める。

### (1) 市民参画のしやすい体制づくり

1	取組事項	まちづくり情報の提供				目 標				
	内 容	市民に対し、広報いとう、有線放送、ホームページ、コミュニティFM放送等で市民参画のまちづくり情報の積極的な提供に努める。								
	実施年度	17	18	19	20	21	継 続 実 施			
2	取組事項	市民意識の醸成				目 標				
	内 容	市民の視点に立った広報の特集や市民活動計画を紹介する「ワクワク伝言版」など、市民生活に密着した情報提供を行い、市民参画のまちづくりへの意識の醸成に努める。								
	実施年度	17	18	19	20	21	継 続 実 施			
3	取組事項	まちづくり支援組織の育成・活用				目 標				
	内 容	「いとう市民活動支援センター」を充実し、市民活動の相談や支援を行う市民団体の育成やまちづくりリーダーの育成を図るとともに、市民団体のネットワークを強化し、市民団体間の情報交換や連携を図る。								
	実施年度	17	18	19	20	21	継 続 実 施			
4	取組事項	女性参画の推進				目 標	審議会等への30%以上の参画を目指す。			
	内 容	男女共同参画プランに基づき、女性が市政に参加しやすい仕組みを検討し、市政への参画を推進する。								
	実施年度	17	18	19	20	21	継 続 実 施			

## (2) 市民の声の反映

1	取組事項	市民の声の反映				目 標				
	内容	市民の意見や要望を市政に反映させるため市政モニター制度、市民の声専用ファックス、意見箱、インターネット等を活用し、市民の声の反映に努める。								
	実施年度	17	18	19	20	21	継 続 実 施 →			
2	取組事項	パブリックコメントや公募制度の推進				目 標				
	内容	市民の市政への参画を促進し、幅広い意見を市政に反映させるため、積極的にパブリックコメントや公募制度の導入を推進する。								
	実施年度	17	18	19	20	21	継 続 実 施 →			

## (3) まちづくりボランティアの育成

1	取組事項	まちづくりボランティアの育成				目 標				
	内容	市民参画のまちづくりを推進するため、イベントボランティア、福祉ボランティア、災害ボランティア等の育成に努める。								
	実施年度	17	18	19	20	21	継 続 実 施 →			

## (4) 情報公開の推進

1	取組事項	情報公開制度の適切な運用				目 標				
	内容	市政情報コーナーの活用などにより、市民等に多くの情報を公開するとともに、情報公開条例、個人情報保護条例に基づく制度の適切な運用に努める。								
	実施年度	17	18	19	20	21	継 続 実 施 →			
2	取組事項	各種審議会の原則公開				目 標				
	内容	各種委員会や審議会の公開を進めるとともに、その内容を知ることができるよう、会議記録の公開を推進する。								
	実施年度	17	18	19	20	21	継 続 実 施 →			

8 その他

(1) 観光事業の活性化

1	取組事項	観光イベント事業等の見直し					目 標		
	内容	観光イベント事業について、来場者や関係団体、さらには伊東みらい観光塾などの意見を聴きつつ、事業費に対する費用対効果等を検証し、事業の見直しを図る。							
	実施年度	17	18	19	20	21	→		
		検証	→	検証	→	検証	→	検証	→
		見直し		見直し		見直し		見直し	
2	取組事項	誘客対策事業の充実					目 標		
	内容	ホームページによる最新の観光情報を利用者に提供するとともに、観光施設等と連携を図り、ホームページの内容の充実に努める。							
	実施年度	17	18	19	20	21	→		
				継続実施					
3	取組事項	花咲くまちづくりの推進					目 標		
	内容	花咲く伊東整備事業として、南口線花壇などの観光花壇の整備を民間ボランティア団体等と協働で実施する。さらには、まち全体が四季折々の花々で年間を通して一杯になるよう花咲くまちづくりを推進する。							
	実施年度	17	18	19	20	21	→		
				継続実施					
4	取組事項	市民主導のイベントの実施					目 標		
	内容	市民参加型イベントについては、「伊東大田楽」や「花笠踊り」が現在実施されているが、市民自らが、企画から実施まで行う市民主導のイベントの創出や行政のサポート方法について調査、検討を行う。							
	実施年度	17	18	19	20	21	→		
		調査・検討	→	調査・検討	→	調査・検討	→	調査・検討	→
		見直し		見直し		見直し		見直し	

(2) 健康保養地づくりの推進

1	取組事項	健康保養地づくりの推進					目 標		
	内容	温泉、海や山などの恵まれた自然環境を活用し、健康をキーワードとした健康保養地づくりに努める。							
	実施年度	17	18	19	20	21	→		
				継続実施					
		計画							
2	取組事項	足湯の整備					目 標		
	内容	健康保養都市をアピールするとともに、湯のまちの景観を創設するため、足湯の整備を図る。							
	実施年度	17	18	19	20	21	→		
		整備	→	検証・適地検討	→	整備	→	検証・適地検討	→
				整備		整備		検証・適地検討	

(3) 介護予防の推進

1	取組事項	介護予防・生きがい活動支援の充実				目 標
	内容	高齢者が要介護状態に陥ることなどを予防するため、家に閉じこもりがちな高齢者に老人クラブ、ボランティア団体の協力を得て、シニアプラザ・デイサービスの活用を推進し介護予防に努める。				
	実施年度	17	18	19	20	21
		継 続 実 施				
→						
2	取組事項	生活習慣病予防の推進				目 標
	内容	要介護のきっかけとなりやすい脳血管疾患痴呆などは、生活習慣病が基礎疾患として存在していることが多いため、生活習慣病の予防に努める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健（検）診の充実</li> <li>・ 健（検）診の受診勧奨の強化</li> <li>・ 健（検）診の事後指導の充実</li> <li>・ 健康教室・相談会等の対象者拡大</li> </ul>				
	実施年度	17	18	19	20	21
		健（検）診の実施				
		健（検）診の事後指導				
→						
3	取組事項	転倒予防の推進				目 標
	内容	骨粗しょう症や下肢の筋力低下、バランス低下等による転倒及び骨折予防のため、検診を活用した総合的な生活習慣改善指導を推進する。				
	実施年度	17	18	19	20	21
		計画決定 実施				
→						

(4) 中心市街地の活性化

1	取組事項	中心市街地へ定住する施策の検討				目 標
	内容	伊東市都市計画マスタープラン及び伊東市住宅マスタープランにおいて、提言されている中心市街地の土地利用や住環境整備を市民主導のまちづくりとするため、住民の意識形成や環境づくりについて検討を行う。				
	実施年度	17	18	19	20	21
		調 査 ・ 検 討 ・ 実 施				
→						
2	取組事項	宿泊客がまちに出たくなる魅力づくりの検討				目 標
	内容	夜の賑わいイベント等を関係者と協議する中で、宿泊客がまちに出たくなる魅力づくり事業を検討し、創出していく。				
	実施年度	17	18	19	20	21
		協議・検討				
		事業の実施				
→						
3	取組事項	中心市街地の施設を結ぶ動線づくり				目 標
	内容	マリントウンや伊東駅、東海館等の施設を結ぶ動線をつくり、中心市街地への観光客の導入を図る				
	実施年度	17	18	19	20	21
		調 査 ・ 検 討				
		実証実験 調 査 ・ 検 討				
		事 業 実 施				
→						

(5) だれにでもやさしいまちづくりの推進

1	取組事項	だれにでもやさしいまちづくりの推進			目 標					
	内 容	だれにでもやさしいまちづくり目指し、ユニバーサルデザインの推進に努める								
	実施年度	17	18	19	20	21				
				継 続 実 施						▶

(6) 災害に強いまちづくりの推進

1	取組事項	防災体制の充実			目 標					
	内 容	大規模災害発生時の被害を最小限にとどめるため、防災情報伝達システムの充実、強化及び整備や自主防災組織の強化育成などを推進し、災害に強いまちづくりに努める。								
	実施年度	17	18	19	20	21				
				継 続 実 施						▶

(7) 環境保全への取組の強化

1	取組事項	環境保全への取組の強化			目 標					
	内 容	地球温暖化などの環境問題に対応するため伊東市環境基本計画に基づき、循環型社会の構築に努める。								
	実施年度	17	18	19	20	21				
		伊東市環境基本計画及び伊東市役所地球温暖化対策実行計画の取組の強化								
		評価・公表	評価・公表	評価・公表	評価・公表	評価・公表				▶
			新地球温暖化対策実行計画策定		環境基本計画の見直し					

(8) 振興公社のあり方の検討

1	取組事項	振興公社のあり方の検討			目 標					
	内 容	振興公社のあり方について、社会情勢の変化等を踏まえ、業務執行の効率化、サービス面の向上が図られるよう、業務内容、運営方法の検討を行う。								
	実施年度	17	18	19	20	21				
				継 続 実 施						▶

(9) 公共施設の受動喫煙防止対策の推進

1	取組事項	公共施設の受動喫煙防止対策の推進			目 標	平成21年度本庁の完全禁煙実施予定				
	内 容	健康増進法の改正に伴い、公共施設に来庁する市民や職員の受動喫煙防止のため、本庁舎及び公共施設の完全分煙方式又は完全禁煙方式の実施を推進する。								
	実施年度	17	18	19	20	21				
		継 続 実 施 ( 公 共 施 設 )								
		検 討 ( 本 庁 )		一 部 実 施 ( 本 庁 )			完 全 実 施 ( 本 庁 )			▶

# 参 考 資 料

## これまでの行財政改革の取組概要

昭和63年度以降の本市における行財政改革に対する取組概要は次のとおりである。

### 1 事務事業の見直し

事務事業の見直しについては、引き続き低迷する社会経済状況や逼迫した国の財政状況などの影響による厳しい財政状況の中、簡素で合理的な行政運営を目指し、その推進を図ってきた。

前大綱においては、「制度や基準等の見直し」をはじめとした9件の取組項目、30件の実施計画を掲げ、間断のない行財政改革の取組を展開してきた。

平成13年度から「行政評価制度」を導入し、事務事業の見直しを行っているが、今後も、更なる見直しを推進するため、制度の充実を図っていく。

### 2 組織・機構の見直し

社会状況の変化や多岐にわたる行政ニーズに対応するため、次のとおり機構改革を実施した。

#### (1) 平成元年度

- ・ 振興企画室を部に昇格し、振興企画課を新設
- ・ 建設部都市整備課を都市計画課と都市整備課に分割
- ・ 福祉部福祉課に高齢化対策担当を新設
- ・ 教育委員会にスポーツ振興課を新設し、社会教育課に文化係を新設

#### (2) 平成3年度

- ・ 教育委員会に事務局長（部長相当職）を新設し、社会教育課に生涯学習担当を新設
- ・ 消防署に通信指令係を新設し、教養係を査察係に、救急救護係を救

急係に名称変更

- (3) 平成4年度
  - ・ 企画調整部に土地対策課を新設
  - ・ 総務部に庁舎建設課を新設
  - ・ 市民部清掃事務所を美化推進課と清掃施設課に分割
  - ・ 福祉部福祉課に高齢者福祉係を新設
  - ・ 観光経済部観光課に企画係を新設
  - ・ 建設部管理建築課、建設課を管理建設課、道路課、建築住宅課に改組し、都市整備課を廃止
  - ・ 教育委員会社会教育課に生涯学習係を新設
- (4) 平成5年度
  - ・ 福祉部福祉課を社会福祉課と高齢者福祉課に分割
- (5) 平成6年度
  - ・ 福祉部保健年金課に救急医療対策担当を新設
- (6) 平成7年度
  - ・ 福祉部保健年金課に地域医療対策係を新設
- (7) 平成8年度
  - ・ 振興企画室の部を廃止し、参事職を新設
  - ・ 企画調整部を企画部に改組
  - ・ 建設部を建設部、都市整備部に分割し、土地対策課、庁舎建設課、工事検査課を廃止、健康推進課、市街地整備課、契約検査課を新設
- (8) 平成9年度
  - ・ 保健福祉部に地域医療対策課を新設
- (9) 平成11年度
  - ・ 都市整備部を建設部に統合
  - ・ 総務部契約検査課を庶務課へ統合
  - ・ 建設部土木管理課、建築住宅課、道路課を管理建築課、土木道路課へ統合
  - ・ 都市整備部市街地整備課を建設部都市計画課へ統合
  - ・ 教育委員会スポーツ振興課を生涯学習課へ統合

- ・ 大規模事業推進課を政策推進課に改組
- ・ 清掃施設課を環境課に改組
- ・ 地域医療対策課を病院設立課に名称変更
- ・ 観光経済部事業課を競輪事業課に名称変更
- ・ 観光経済部観光課新世紀創造祭推進室を新設

(10) 平成12年度

- ・ 保健福祉部に保健福祉部参事を新設
- ・ 消防署広野分遣所を廃止
- ・

(11) 平成13年度

- ・ 観光経済部観光課新世紀創造祭推進室を廃止
- ・ 建設部管理建築課企画係、管理住宅係を市営住宅係へ統合
- ・ 建設部都市計画課にまちづくり推進室を新設
- ・ 病院設立課を病院事業課に名称変更
- ・ 消防署通信指令係を消防総務課情報指令係に改組
- ・ 企画部政策推進課に国体推進室を新設

(12) 平成14年度

- ・ 情報管理課を新設

(13) 平成15年度

- ・ 企画部政策推進課と企画調整課を統合し、企画政策課に改組
- ・ 保健福祉部保険年金課保険係を保険給付係、保険税係、老人保健係に分割

(14) 平成16年度

- ・ 企画部企画政策課国体推進室を廃止
- ・ 総務部に税務担当参事職を新設
- ・ 市民部に参事職を新設
- ・ 環境課環境係を環境政策係と環境保全係に分け、生活安全課と統合し、環境防災課に改組
- ・ 美化推進課と環境課施設部門を統合し、美化推進課に改組
- ・ 観光経済部に競輪担当参事職を新設
- ・ 産業課建設担当を農林水産係に統合
- ・ 建設部内の課を土木道路課、建築住宅課、都市計画課、下水道課に

## 改組

- ・ 管理建築課用地係と土木道路課維持管理係の管理業務を統合し、土木道路課用地管理係に改組

### 3 定員管理給与の適正化

職員数については、平成7年3月に平成11年度までの5か年を計画期間とし、一般行政部門で17人、総職員で15人の減員を図る定員適正化計画を策定し、その推進に努めてきたが、新たな行政需要や権限移譲などに対応するため、一般行政部門では4人の減員にとどまった。

引き続いて、平成12年3月には、平成16年度までの5か年を計画期間とし、技能労務職員の退職不補充を基本に病院部門を除く全部門で35人の減員を図る新たな定員適正化計画を策定した。

この間においても、介護保険や国体準備・開催業務などの新たな行政ニーズが生じたが、振興公社の設立や業務の見直しによる欠員不補充、臨時職員の採用、民間委託の推進などにより定員の適正化に努め、平成16年4月1日現在では、850人まで減員を図った。

〔職員数の推移〕

(単位：人)

年度 部門	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
一般行政	583	577	581	581	579	561	545	535	526	508
対前年	0	△6	4	0	△2	△18	△16	△10	△9	△18
全部門	976	968	971	969	953	930	910	882	871	850
対前年	2	△8	3	△2	△16	△23	△20	△28	△11	△21

一般職の給与水準については、厳しい社会経済状況の中、給与改定を人事院勧告に伴い、平成11年度から5年連続の減額としている。

さらに本市では、平成14年度に1年間の給与カット、平成16年には、1月から6か月間の給料及び6月期の期末手当のカットに加え、4月から、旅費日当の引下げを行った。

## 4 職員の能力開発の推進・人材の育成

地方分権の推進、情報化、国際化、更には社会状況の変化に対応できる人材を育成するため、平成11年度に「伊東市人材育成基本方針」を策定した。

本基本方針に基づき、限られた職員の中で個々の資質の向上を図り、常に問題意識を持ち、創意工夫に努め、効率的な行政運営のできる職員の育成を目標に、各種の研修を実施してきた。

平成16年度からは、東海4県の職域を越えた交流研修に若手職員を派遣し、コスト意識、説明責任能力の養成等、職員の意識改革や若手リーダーの育成に努めている。

## 5 高度情報化の推進

高度情報化の推進については、平成9年度から平成13年度までのOA化推進基本方針を示した「第2次伊東市行政情報化推進計画」に基づき、住民情報、内部情報、地域情報の各システムからなる「総合行政情報システム」の構築を推進することにより、市民サービスの向上を目指してきた。

また、平成9年度からホームページを開設し、内容の充実を図りながら、市民に対する情報の提供を行うとともに、パブリックコメント等を実施し、広く市民の声を行政に反映させている。

さらに、情報通信技術の急速な発展と高度化により、広域かつ多様化する市民ニーズに対応できる行政サービスにつながるものとして、平成14年度から平成16年度までの情報化の基本方針を示す「第3次伊東市総合行政情報化推進計画」を策定し、計画に掲げられた地域の情報化と行政情報の基盤となる全庁情報化LANを平成15年1月に庁内に、平成15年10月に庁外施設に敷設し、インターネット環境の整備を図った。

また、平成16年2月に、全国の地方公共団体の共通基盤となる総合行政ネットワーク（行政専用のネットワーク）に接続参加した。

## 6 財政の健全化

財政の健全化に当たり、予算編成基本方針として、経常経費については、平成6年度から引き続き前年度を一定率で下回る額での積算とするなど、事務的経費の削減はもとより、振興公社や民間企業への事業の委託化の推進などを図り、投資的経費に充当できる財源の確保を図った。

また、財政計画に基づき市税の課税客体、課税標準等を的確に把握するとともに、費用対効果や投資効果を検証する中で事業を厳選し、適正な予算執行に努めた。

## 7 市民参画のまちづくり

地方分権が進展し、自治体固有のまちづくりが求められている中、市民参画による協働のまちづくりは本市の今後の行政運営を展望する際、必要不可欠なものであるとの認識に立ち、その推進に努めてきた。

平成15年4月には、広範な市民の参画により、「伊東市市民参画のまちづくり推進計画」を策定し、今後の本市におけるまちづくりの方向性や具体的な取組を示した。

平成16年11月には市民活動団体により、まちづくり推進計画のリーディングプロジェクトの一つである「いとう市民活動支援センター」を開設し、まちづくりのための市民団体への支援や交流を推進するとともに、各種まちづくり事業の展開を図っている。

## 8 その他

行財政改革は、上記の7項目以外にも、幅広い分野においてその推進を図ってきたところである。特に、市内経済の活性化を目的とした本市の主幹産業である観光に関しては、平成16年3月に「伊東市観光基本計画」を策定し、今後の観光の方向性や具体的な取組を示したところである。

平成17年4月1日現在

## 伊東市行政改革懇談会委員名簿

(50音順)

	職名	氏名	選出母体等
1	委員	大川 禮二	伊東商工会議所
2	委員	大崎 尚三	公募
3	委員	杉本 収	伊東観光協会
4	委員	土屋 菊夫	伊東市地域行政連絡調整協議会
5	会長	土屋 正	伊東市社会福祉協議会
6	委員	長野 茂紀	労働組合関係
7	委員	山口 英美	伊東みらい観光塾
8	委員	山下 節子	市政モニター経験者
9	職務代理者	山田 昭暢	伊東商工会議所
10	委員	吉田 誠二郎	公募